栃木市

令和８年 11 月５日　定例記者会見資料【地域包括ケア推進課】

栃木市市民後見人に関する取り組みについて

１．成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症や障害等によって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る人（後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

成年後見人は、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職が全体の７～8 割を受任しているところですが、近年の全国的な申立件数の増加に伴い、専門職１人あたりの業務負担と管理責任の増大が問題視されております。

２．市民後見人とは

市民後見人とは、弁護士等の資格を持たない、親族以外の市民による成年後見人等を指し、市町等の研修を修了することで活動が可能となります。成年後見の新しい担い手として重要な役割をもっており、今後一層の育成及び活用が求められています。

当市においては、市民後見人養成に関して、平成 28 年度から栃木市社会福祉協議会と連携し取り組んでおります。中でも、平成 29 年度からは、制度の正しい知識や後見人としての倫理観等を習得すること等を目的に「市民後見人養成講座」を実施してきており、令和５年には県内初の、令和８年３月には県内２人目となる市民後見人が誕生しております。

３．栃木市成年後見制度・市民後見人啓発事業

（１）目的　上記の制度を取り巻く状況を踏まえ、普及啓発の取り組みの一環として、成年後見制度や市民後見人について広く理解いただくことを目的に開催します。

（２）日時　令和８年 11 月７日（土）13：30～15：30

（３）会場　きららの杜とちぎ蔵の街楽習館（栃木市市民交流センター）　大交流室
〒328-0016　栃木県栃木市入舟町 6-8

（４）内容　「弁護士漫才で学ぶ！？　なるほど　成年後見制度」
現役弁護士かつ漫才師である「さかいやすい法律事務所」様を講師に迎え、漫才（10 分）、講演（50 分）、講演及びクイズ（45 分）の三部制にて実施します。

【問合せ先】　地域包括ケア推進課　地域包括ケア推進係
担当：細田・櫻澤　電話：0282-21-2170